

葛飾区工事及び設計等委託優良施工業者表彰要綱

28葛総契第737号

平成29年3月29日

区長決裁

改正 平成30年3月28日29葛総契第817号

平成31年2月14日30葛総契第643号

平成31年3月29日30葛総契第798号

(目的)

第1条 この要綱は、葛飾区が発注した建設工事又は設計等委託（以下「建設工事等」という。）について、受注者として特に優秀な成績で建設工事等を完成し、又は完了した優良施工業者を葛飾区表彰規則（昭和42年規則第39号）第2条の規定に基づき表彰することにより、建設技術及び設計等委託技術並びに施工品質の向上を図り、もって建設業者及び設計等委託業者の育成と発展に寄与することを目的とする。

(表彰対象者)

第2条 この要綱による表彰の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する建設工事等の受注者とする。

- (1) 葛飾区工事成績評定要綱（平成15年5月16日15葛総契第28号区長決裁）第2条に規定する請負工事であって、次に掲げる要件を全て満たすもの
 - ア 表彰を行う年度の前年度（以下「対象年度」という。）に完成していること。
 - イ 葛飾区工事成績評定要綱第6条の規定による評定結果（以下「工事成績評定結果」という。）が80点以上のものであること。
 - ウ 葛飾区工事成績評定通知書により、受注者に工事成績評定結果を通知していること。
- (2) 葛飾区設計等委託成績評定要綱（平成27年3月25日26葛総契第793号区長決裁）第3条に規定する設計等の委託であって、次に掲げる要件を全て満たすもの
 - ア 対象年度に完了していること。
 - イ 葛飾区設計等委託成績評定要綱第9条の規定による評定結果（以下「設計等委託成績評定結果」という。）が85点以上のものであること。
 - ウ 葛飾区設計等委託成績評定通知書により、受注者に設計等委託成績評

定結果を通知していること。

- (3) 前2号に掲げる建設工事等のほか、品質等が特に優れており、区長が表彰の対象とするに値すると認める建設工事等
- 2 前項の規定にかかわらず、表彰を行う日の前年度の4月1日から前日までの間において、次の各号のいずれかに該当する受注者は対象者としな
- (1) 葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準（平成21年3月31日21葛総契第339号区長決裁）の規定に基づく、指名停止又は指名保留の措置を受けた受注者
 - (2) 葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年10月29日24葛総契第539号区長決裁）第3条第1項の規定に基づく、入札参加除外措置を受けた受注者
 - (3) 受注した建設工事等に、次のいずれかに該当する建設工事等がある受注者
ア 工事成績評定結果が70点未満
イ 設計等委託成績評定結果が70点未満
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が対象者とするのが不適当と認める受注者

（対象者の決定）

第3条 区長は、次条に規定する委員会の審査を経て、対象者を決定する。

（委員会の設置）

第4条 区長は、この要綱による表彰の適性を期すため、葛飾区建設工事及び設計等委託優良施工業者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の責務）

第5条 委員会は、受注者が対象者として適当であるか否かを審査する。

（委員会の構成）

第6条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、総務部を担任する副区長をもって充て、委員は総務部長、施設部長、都市整備部長及び交通・都市施設担当部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長が欠けたとき又は事故があるときは、総務部長がその職務を代理する。

(委員会の招集等)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料等の提出を求めることができる。
- 5 委員会の庶務は、総務部契約管財課において行う。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、毎年度1回、表彰状の授与をもって行う。

- 2 表彰の結果は、葛飾区ホームページにて公表するものとする。

(表彰の取消し等)

第9条 区長は、対象者の決定後に、表彰の対象となった建設工事等に重大な瑕疵があるとわかったときは、当該決定を取り消し、当該対象者を表彰記録から抹消するものとする。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関して必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月28日29葛総契第817号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年2月14日30葛総契第643号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年3月29日30葛総契第798号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。